

書面添付制度の普及・定着

1 様式関係

税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する添付書面（以下「添付書面」という。）の様式等について、次に掲げる事項に関して改訂する方向で速やかに検討を進め、所要の措置を講じる。

- ① 添付書面の様式に税務署の收受印欄を設けること。
- ② 添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄の記載要領を改正すること。
- ③ 添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄にできるだけ多くの内容が記載できるようにすること。

2 調査省略通知関係

- ① 記載内容が良好な添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合には、文書による調査省略通知（以下「調査省略通知」という。）を行う。

（注）次の場合は調査省略通知の対象とならない。

- ・ 記載内容が良好でない添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合
- ・ 記載内容が良好な添付書面であっても、意見聴取を行わない場合

- ② 調査省略通知は、次の準備が整い次第、実施する。

イ 調査省略通知実施要領（通知書様式を含む。）の作成

ロ 調査省略通知を円滑に実施するため、税理士会内に調査省略通知に関する相談窓口等を設置

ハ 職員及び税理士に対する書面添付制度及び調査省略通知の実施に関する考え方等の周知

3 職員及び税理士会会員に対する広報

国税当局及び日税連は、書面添付制度及び調査省略通知の実施等に関して次の取組を行うなど、職員及び税理士会会員に対し、その普及・定着に努める。

- ① 日税連においては、マルチメディアを利用した研修等による制度の周知及び「一税理士一税目の書面添付運動」の推進
- ② 国税当局においては、会議・研修等を活用した制度の周知

4 その他

国税局と税理士会、税務署と税理士会支部との間における書面添付制度に関する協議会の実施